

保存版

# エコ制度 ガイドブック

エコ会員同士の「たすけあい」のしくみです

たすける たすかる つなげる ひろげる



生活クラブ生活協同組合・埼玉  
2019年4月1日改定  
(2020年度)

サステイナブルなひと、  
 生活クラブ

## 目 次 (網掛けは加筆や軽微な修正等があった箇所)

<p>エコロ制度によるこそ…………… 1</p> <p>エコロ会費の使いみち…………… 1</p> <p>エコロのサポートってなに?…………… 1</p> <p>エコロ制度早見表…………… 2</p> <p style="text-align: center;"><b>(1)くらしのサポート</b></p> <p>①本人・家族の病気・ケガ・療養時サポート…………… (8)6</p> <p>②子育て(産前産後含む)に関するサポート…………… (8)6</p> <p>③困ったときのサポート…………… (8)7</p> <p>④「生活と自治」リーディングサービス…………… 7</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)くらしのサポート申請書…………… 8</p> <p style="text-align: center;"><b>(2)組合員活動のサポート</b></p> <p>⑤注文を代行する…………… (13)9</p> <p>⑥活動中の消費材の保管・配達…………… (13)9</p> <p>⑦配達当日の消費材・ストッカーの汚損・破損・盗難…………… (14)9</p> <p>⑧活動中、活動場所などでの託児(集団託児)…………… (15)10</p> <p>⑨活動中、自宅などで家族の見守り、送迎、託児(個人依頼)…………… (16)10</p> <p>⑩活動中、施設での一時預かり、延長利用(施設利用)…………… (17)10</p> <p>⑪活動中の事故による入院・通院…………… (18)11</p> <p>⑫活動中の事故による死亡弔慰金…………… (19)11</p> <p>⑬活動中の事故による対人・対物賠償責任…………… (20)11</p> <p>⑭活動中の A 自己所有物の紛失、破損、盗難 B 自動車自損事故の見舞金…………… (21)11</p> <p>⑮サポーター保険の免責補填…………… (22)12</p> <p>⑯活動費の盗難…………… (23)12</p> <p style="text-align: center;"><b>(3)お祝い</b></p> <p>⑰出産のお祝い…………… (24)12</p> <p>⑱エコロ加入30周年記念品…………… 12</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)組合員活動のサポート申請書 (3)お祝い申請書…………… 13~24</p> <p>サポーター登録用紙…………… 25</p> <p>Tハウス 概要 申請書 報告書…………… 26~28</p> <p>たすけあいグループとエコロさん…………… 29、30</p> <p>ワーカーズ利用補助制度…………… 31</p> <p>集団託児の手引き</p> <p style="padding-left: 20px;">①企画から終了までの流れ…………… 32</p> <p style="padding-left: 20px;">②主催者用チェックシート…………… 33</p> <p style="padding-left: 20px;">③サポーターの皆さんへ…………… 34</p> <p style="padding-left: 20px;">④お子さんを預ける皆さんへ…………… 35</p> <p style="padding-left: 20px;">・託児カード…………… 36</p>	<p>加入・解約の手続き…………… 3</p> <p>用語の説明…………… 3</p> <p>給付申請から給付までの流れ…………… 4</p> <p>サポーター保険について…………… 4</p> <p>サポーターの探し方…………… 5</p> <p style="text-align: right;">( ) 内は申請書のページ</p>
---	---

### くらしのサポート手引き

①くらしのサポートを行う皆さんへ…………… 37	事前打ち合わせについて…………… 37
②くらしのサポートを依頼する方へ…………… 38	
NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉(CCS)…………… 39	
エコロ制度規約・細則…………… 40, 41	
エコロ基金運営管理規定・目的…………… 42	
エコロ制度の歴史…………… 43	
「家族」の範囲、加入申込書…………… 44	
給付申請書提出控え…………… 45	
ブロックエリア(地図)…………… 45	
エコロコーディネーター/各センター連絡先… 裏表紙	

給付申請様式・各種書式は、HP からダウンロードするか、コピーして使用ください。http://saitama.seikatsuclub.coop/

# エッコロ制度によるこそ

エッコロ制度は毎月 100 円の会費で

組合員どうしのたすけあいと地域の福祉活動を応援する制度です。

「エッコロ」とはイタリア語で「はい、どうぞ」という意味です。気軽にサポートをし合うという気持ちを表現しています。

私たちが地域で暮らしているとき、ちょっと困ったときに助け合える関係があると生活に安心感が生まれます。

かつては、地域に当たり前にあった助け合う関係が希薄になった今こそ、エッコロ制度の出番です。

エッコロ制度には「組合員どうしのたすけあい」と「地域の福祉活動」をすすめるという2つの機能があります。

## エッコロ会費の使いみち

### (1) 組合員どうしのたすけあい

日常生活や子育て中の“ちょっと困った”をサポートします。サポーターは自分で探すことが原則ですが、サポーター登録した人のリストを使ったコーディネートも行います。更に支援する人がみつからない時にはワーカーズに依頼できるという、埼玉独自の重層的な仕組みを創りました。組合員活動中の不測の事柄や事故にも備えています。

### (2) 地域の福祉活動

・住み慣れた地域で安心して暮らせるように人と人がつながり、子どもから高齢者まで誰でもが集える場や情報交換や「相談」ができる場所(居場所)を、Tハウスで提供しています。

さらにここで出会った人たちが地域に必要な仕組みや道具を作り出すことができ、地域福祉を進めていくことを目指していきます。

- ・「ノーバディズ・パーフェクトプログラム」や「ほめほめ子育てトレーニング」等子育て関連講座支援に使われます。
- ・エッコロ制度を支える委員会活動や研修・学習会などに使われます。
- ・エッコロコーディネートやワーカーズ利用補助制度に使われます。
- ・エッコロ基金(100円のうち10円拠出)は「たすけあいワーカーズ」の創設や運営の支援を中心に拠出しています。

## エッコロのサポートってなに？

- ◆ 組合員相互のたすけあいの制度ですから「今できる人が、今困っている人へ」ほんのチョットしたお手伝いすることをサポートといえます。
- ◆ エッコロのサポートはあなた自身がサポートをする人であり、してもらう人です。

- ◆ 日常生活の範囲でできるおたがいさまの関係ですから、ふだん通りに気張らずさりげなく…で大丈夫です。
- ◆ サポートする人にはありがたい気持ち(サポート料)が加入者全員の会費の中から支払われます。

エコロ制度早見表

	番号	頁	項目	利用内容及び例	給付内容
くらしのサポート	①	6	本人・家族の病気・ケガ・療養時サポート(ワーカーズ利用補助制度可)	本人や同居の家族の入院・通院・在宅療養時の本人や家族へのサポート。	700円/時間 ①②③合わせて
	②	6	子育て(産前産後含む)に関するサポート (ワーカーズ利用補助制度可)	本人あるいは配偶者の産前産後の療養時や、手助けが必要な <u>子育て時期の困りごと</u> を支援。	単年度通算 10500円まで
	③	7	困ったときのサポート (ワーカーズ利用補助制度可)	加入者本人が、人手が必要だったり、一人では解決出来ないことなど <u>日常の困りごと</u> の支援。	
	④	7	「生活と自治」リーディングサービス	本部に電話で申し込んでください。CDが届きます。	
組合員活動のサポート 【組合員活動はエコロ制度細則p.45(第6条を確認)】	⑤	9	注文を代行してもらう(OCR、電話、eくらぶ)	視力が弱かったり、細かい字が見えにくい時、また日本語が不自由な時など注文をサポートしてもらう。	200円/回
	⑥	9	活動中の消費材の保管・配達	イベントなどに参加して荷受けが間に合わない時。	300円/回
	⑦	9	配達当日の消費材、受け取り容器の汚損・破損と盗難	配達先に取りに行ったら、置いてあるはずの消費材がなくなっていた。玄関に入る前に落として割ってしまった。	「汚損・破損」と「盗難」はそれぞれ単年度通算3万円まで
	⑧	10	活動中、活動場所などでの託児(集団託児)	イベント会場で子ども・孫(親権者)を預ける。	700円/時間+交通費
	⑨	10	活動中、自宅などでの家族の見守り、送迎、託児(個人依頼) (ワーカーズ利用補助制度可)	イベントに参加するが、幼稚園のお迎えに間に合わないため、友人に代わりに迎えに行ってもらった。	700円/時間 1回5000円まで
	⑩	10	活動中、保育園、幼稚園、学童保育、高齢者・障がい者施設などでの介護一時預かり及び延長利用(施設利用)	イベントに参加するため、延長保育を利用した。支部委員会に参加するため、親をデイサービスに預けた。	700円/時間までの実費 1回5000円まで
	⑪	11	活動中の不慮の事故で入院・通院した場合の治療実費と入院見舞金	イベントに参加した時に、階段で足をくじいて通院した。	治療実費(単年度通算5万円まで)、入院見舞金1事由1回1万円
	⑫	11	活動中の不慮の事故で死亡した場合	弔慰金	15000円
	⑬	11	活動中に対人・対物賠償責任が生じた場合	イベントに参加した時に、公民館の備品を壊してしまった。	治療費・修理費等単年度通算5万円まで
	⑭	11	A 活動中の自己所有物(自転車・バイク含む)の破損・紛失・盗難	イベントに参加した時に、靴を間違えられた。会場に行く途中自転車がパンクした。	被害実額 単年度通算1万円まで
		11	B 活動中の自動車の自損事故	見舞金	5000円/回
	⑮	12	サポーター保険の免責補填	保険を適用後、自己負担が発生した時	5000円/回
	⑯	12	活動費(班<組>/地区/支部)の盗難	活動費の入ったカバンを盗られた。	被害実額×エコロ加入率
	お祝	⑰	12	本人・配偶者が出産した時のお祝い	せっけんセットと木のおもちゃ、コットンバック
⑱		12	エコロ加入30周年記念品	対象者にはお知らせと記念品の申請書が届きます。	

## ◆加入・解約の手続き

- 加** センターに電話で申し込むか P44 の加入申込書に記入して配達便で出す。
- 費** 月額100円(共同購入代金と同時に集金します)
- 効力の開始** 申し込みが受理された日から有効です。遡っての申請はできません。
- 新** 自動継続
- 解** センターに電話で申し込む

## ◆用語の説明(50音順)

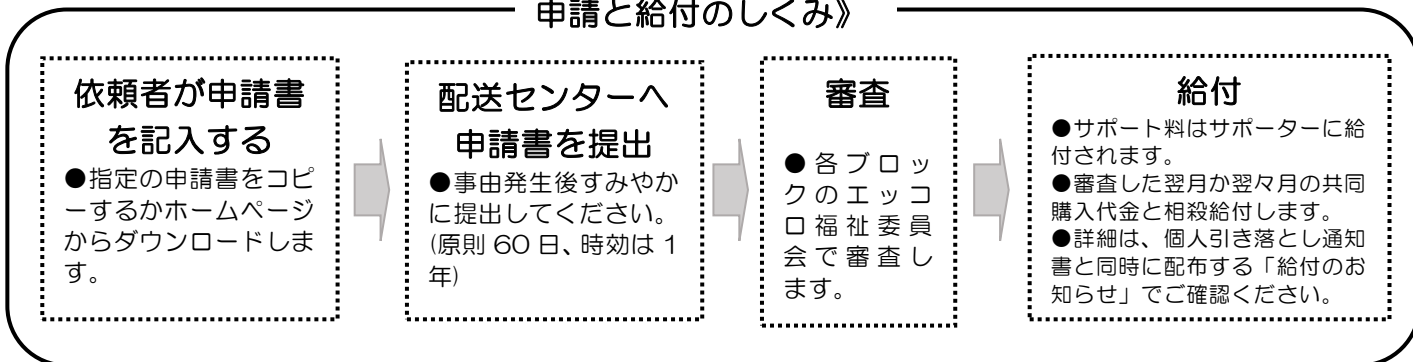
- ・エッコロ会員……エッコロ会費(100円/月)を支払いエッコロ制度に加入している人を言います。
- ・エッコロコーディネーター  
……サポートを依頼したい人とサポートする人をつなぎます。コーディネートは CCS を通して、ブロック毎にたすけあいワーカーズに委託しています。裏表紙参照
- ・エッコロサポーター登録用紙……「私のできること」を登録する用紙です。 P25 参照
- ・エッコロさん……支部内のコーディネーターをする人。 P29、30 参照
- ・エッコロたすけあいグループ……支部内のエッコロサポーターリストのメンバーで構成されています。 P29、30 参照
- ・エッコロ福祉委員会……提出された申請書を確認して月1回事由審査を行います。
- ・組合員活動……エッコロ制度細則(P41)第6条の定義を参照願います。
- ・サポート(旧ケア)……困っている人へほんのちよつと必要なお手伝いをすることです。
- ・サポーター(旧ケア者)……サポートを提供する人です。
- ・サポート料(旧ケア金)……サポートに対してのありがとうの気持ちとして、エッコロ会費の中から支払われる料金。
- ・サポーター保険(旧ケア者保険)……サポートをしている時の保障です。 P.4 参照
- ・消費材……生活クラブでは、取り扱う食品や生活用品を利潤追求が目的の「商品」ではなく、実際に使う人の立場にたった材であるという思いを込めて「消費材」と呼んでいます。消費材を通じて、生活の中にある課題の解決をめざしています。
- ・センター……埼玉県内にある 6 か所の物流センターのこと。加入者の住所によって所属センターが異なります。裏表紙参照
- ・たすけあいワーカーズ……生活支援を中心に地域の課題解決を事業としている団体です。 P31 参照
- ・配達便……消費材の配達時を使ったセンターまでの書類等の主な提出手段です。
- ・よりそいサポーター……T ハウス(P26)を開催、運営し、そのキーマンとして活動する人です。
- ・ワーカーズ利用補助制度(旧ケアシステム)  
……エッコロ加入者同士でサポートが成立しない場合、近隣の「たすけあいワーカーズ」にサポートを依頼できるシステムです。 P31 参照
- ・CCS……NPO 法人コミュニティケアクラブ埼玉の略称です。 P39 参照

- ・エッコロマーク……一見かわいいウサギに見える「エッコロマーク」。困った時には手を差しのべ合ってたすけあうという思いがあります。逆さにすると「支えあう手」に見えるデザインです。



## 給付申請から給付までの流れ

### 申請と給付のしくみ》



※サポート料はサポーターがエッコロ会員の場合にはサポーターに支払います。サポーターがそれ以外の場合には申請者(依頼者)に支払います。

※「ワーカーズ利用補助制度」を利用の場合は、申請者が一旦、ワーカーズへの支払い(立替払い)をし、申請・審査後依頼者に給付されます。

※「出産祝い」は上記支払われ方のタイミングでのお渡しとなります。

※「エッコロ加入 30 周年記念品」は、対象者に申請書が届きます。

### 申請時の注意点

- ・ エッコロ会員のみ申請できます。
- ・ ぐらしのサポートの支払い限度額は、全項目合計で単年度 10,500 円です。「給付申請書提出控え(P.45)」を活用しましょう。
- ・ 組合員活動のサポート⑦(配達当日の共同購入品・ストッカーの汚損・破損・盗難)の場合は、事由発生の翌週までの提出となります。

サポートしてくれた方に  
早めにサポート金が  
渡るよう、  
申請書は速やかに  
提出してくださいね！

## サポーター保険について

### サポーター保険: サポートをしている時の保障

サポート中に傷害・賠償事故があった場合には、サポーター保険で保障しています。

サポートが成立している活動について、サポーターが安心してサポート活動を行うための保険です。

事故発生後、速やかに本部福祉推進部(電話 048-839-4881)まで連絡して下さい。

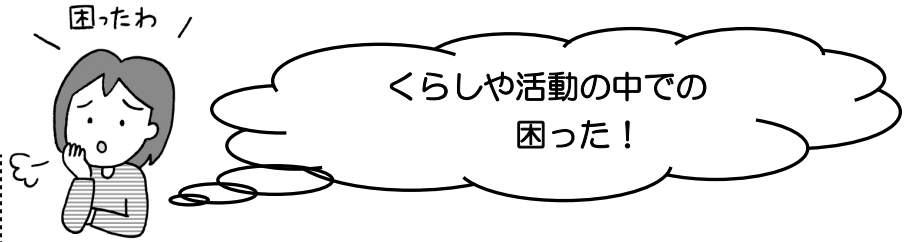
※生協が申請し、保険会社の判断に基づき保険金が支払われます。

保険の種類	保険の内容	備考
賠償責任保険	身体賠償 1億円 財物賠償 1億円 見舞金費用 30万円 事故・示談交渉費用各 30万円 人格権侵害賠償 30万円 (免責 5000円)	◇サポーターがサポート中に対人・対物賠償事故を起こした場合に支払われます。 ◇対物(破損)の申請には写真を必要となります。 ◇免責分の保障は P.12 参照
傷害保険	死亡・後遺障害 300万円 入院 3,000円/日 通院 2,000円/日	サポーターが活動中の事故にあった場合支払われます。 入院 180日間限度 通院 90日間限度

・自動車による送迎中の事故で通行人にけがを負わせた場合等の賠償保障については対象外です。

※被保険者は組合員外でも対象となります。(旧制度では組合員外は対象外としていたルールを変更しています。(2019年4月～))

# サポーターの探し方



**サポートしてくれる人に  
直接頼む**  
制度⑨のみエコロ会員以外の方にサ  
ポーターをお願いできます

誰に頼めばよいかわからないときは  
エコロコーディネーターへ連絡（連絡先は裏表紙）

※くらしのサポートの場合はサポーターが見つかった  
時点でコーディネーターに成立の連絡をします。  
（連絡先は裏表紙）

※ワーカーズへの依頼の  
要不要も確認します。

**サポート成立  
(事由発生)**

エコロコーディネーターが  
サポーターを探す(ワーカーズへの依頼)

**申請へ**

エコロコーディネーターから  
依頼者に結果を連絡

サポーターが  
見つからない

サポーターが見つかる  
(ワーカーズのサポート含む)

**サポート不成立**

**サポート成立  
(事由発生)**

**申請へ**

◎サポーターをコーディネートするしくみ①  
**【エコロコーディネーター】**  
サポートを頼む相手は自分で探すことが原則ですが、組合  
員の知り合いがない場合はサポーターを探すことができま  
せん。もっとたすけあいがすすむよう、サポートを必要とす  
る人と手助けをする人をつなぐエコロコーディネーターの  
しくみをつくっています。  
※各エリアのたすけあいワーカーズに委託しています

◎サポーターをコーディネートするしくみ②  
**【エコロさん】**  
「エコロたすけあいグループ」が  
あるエリア（P30 参照）では、  
“エコロさん”が、お近くに住む組  
合員を紹介します。  
※連絡先は各センターに問い合わせるか  
各支部の広報をご確認ください

◆たすけあいワーカーズによるサポートのしくみも活用しやすくなりました。（P31 ワーカーズ利用補助制度参照）

# くらしのサポート

①～③合わせて年度内に 10,500 円まで使えます。

自分でサポーターを探した場合は、エッコロコーディネーターへの事前連絡が必要です。

- ◆ 暮らしのなかで、ちょっと困った時にエッコロ会員同士でたすけあうしくみです。
- ◆ 病気やけが、出産や介護、子育て、高齢などが理由で、暮らしのなかで困りごとがあり支援してほしいことがあるときに依頼できます。
- ◆ エッコロ会員ができる、日常生活の範囲内でのお手伝いです。介護や看護など専門的な技術・知識が必要なサポートは行いません。
- ◆ エッコロ会員同士であっても家族(2親等まで、P44 参照)間のサポートは対象外です。
- ◆ サポート料はエッコロ制度から支払われるので依頼者負担はありません。ただし交通費は依頼者負担となります。
- ◆ 1回のサポートは2時間程度を目安とします(単位は1日につき15分刻みです)。
- ◆ 送迎時の車両事故の保障はありません。
- ◆ 就業を理由としたサポートは対象外です。

自分で探す場合は自己責任であることの事前確認が必要。  
ワーカーズ利用補助制度では対応不可

※ハローワークに行くときの託児は就労外とする。

サポーターの探し方は P5 参照

<p><b>① 本人・家族の病気・ケガ・療養時サポート</b></p> <p>加入者本人、または同居の家族の入院・通院・在宅療養時の本人または家族へのサポート</p>	<p>サポート料: 700 円/時間                  給付限度: ①から③合わせて 10,500 円/年度                  提出書類: くらしのサポート①②③申請書 P8                  くらしのサポート手引き参照 P38                  ※給付単位は1日につき 15 分刻みです</p> <p><b>ワーカーズ利用補助制度使用可 P31</b></p>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者本人や同居の家族が、通院、入院した時や退院後の療養時</li> <li>・風邪等で寝込んだとき</li> </ul>	<p><b>サポート例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎や付き添い</li> <li>・簡単な家事(掃除・洗濯・食事準備など)</li> <li>・家族の見守り</li> </ul>
<p><b>② 子育て(産前産後含む)に関するサポート</b></p> <p>本人あるいは配偶者の産前産後の療養時や、手助けが必要な子育て時期の困りごとをサポート</p>	<p>サポート料 700 円/時間                  給付限度: ①から③合わせて 10,500 円/年度                  提出書類: くらしのサポート①②③申請書 P8                  くらしのサポート手引き参照 P38                  ※給付単位は1日につき 15 分刻みです</p> <p><b>ワーカーズ利用補助制度使用可 P31</b></p>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産前産後で在宅療養中のとき</li> <li>・本人、同居の家族の体調が悪いとき</li> <li>・幼稚園・保育園・学校行事参加で子どもを連れていけないとき</li> <li>・家族や本人の通院(定期健診含む)で子どもを連れていけないとき</li> </ul>	<p><b>サポート例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な家事(掃除・洗濯・食事準備など)</li> <li>・家族の見守りや託児、送迎の介助、付き添いなど</li> </ul>





### ③

#### 困ったときのサポート

加入者本人が、人手が必要であったり、一人では解決できないことなど日常の困りごとのサポート

サポート料 700 円/時間

給付限度：①から③合わせて 10,500 円/年度  
提出書類：くらしのサポート①②③申請書 P8  
くらしのサポート手引き参照 P38

※給付単位は1日につき 15 分刻みです

ワーカーズ利用補助制度使用可 P31

#### 例えば、どんな時に使えるの？

- ・長期・緊急で留守にする時に人手が必要なとき
- ・高齢者や障がいをもつ家族のケアで大変なとき
- ・通院や検診のとき
- ・一人では解決出来ないとき(高い場所の作業ができない、重いものが運べない、細かい作業ができない等)
- ・居住する住宅が水漏れや火事等で被害にあったとき



#### サポート例

- ・簡単な家事(掃除・洗濯・食事準備)
- ・家族の見守りや話し相手、送迎の介助、病院の付き添い、薬を取りに行く、等
- ・電球の付け替え、庭の水やり、季節物の入れ替えなど軽作業
- ・買い物
- ・居住している自宅被害時の後片付け
- ・居住している自宅被害時の後片付け中の託児や食事の準備

#### ワーカーズ利用補助制度とは？

おたがい様のたすけあい(エコロサポーター)でのコーディネートが難しい場合、近隣の「たすけあいワーカーズ」に仕事として依頼できる(利用できる)仕組みです。

その場合、料金をワーカーズに支払う事になりますが、年間の給付限度額に含めることができますので、依頼者の負担とはなりません。

また1日あたり最低1時間のサポートが基本です。それを超えた時間延長の単位については各ワーカーズの規定によります。(P31 参照)

### ④

#### 「生活と自治」リーディングサービス

視覚障がいの方や高齢の方で希望する方は申請してください。組合員によるボランティアグループが音訳しています。

給付限度：なし


申込方法：本部に電話で利用登録申し込み


利用条件：生活と自治の購読者であること


利用形態：登録後は自動的に毎月音声 CD が届きます

# 組合員活動のサポート

- ◆ 組合員活動の定義については、エコロ制度細則(P41)第 6 条を参照。
- ◆ エッコロ会員同士であっても家族(2親等まで、P44 参照)はサポート料対象外です。
- ◆ 私事の都合については組合員活動のサポート対象外です。
- ◆ サポート料はエコロ制度から支払われるので、依頼者負担はありません。

<p><b>⑤</b> 注文を代行してもらう (OCR、電話、eくらぶ)</p>	<p>サポート料 200 円/回 使用回数の制限なし 提出書類: 組合員活動のサポート⑤⑥申請書 P13</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力が弱かったり、細かい字が見えにくいときなど。</li> <li>・外国の人で日本語を読むのが難しいとき。</li> </ul>  <p>牛乳を たのんで</p>	<p>サポート例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OCR に記入してもらう。</li> <li>・eくらぶで注文してもらう。</li> <li>・カタログやチラシを読んでもらったり説明してもらう。</li> </ul>

<p><b>⑥</b> 活動中の消費材の保管・配達</p>	<p>サポート料 300 円/回 給付限度: 使用回数の制限なし(組、結での保管は対象外) 提出書類: 組合員活動のサポート⑤⑥申請書 P13</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活クラブのイベントなどに参加して荷受けができないとき。</li> </ul> 	<p>サポート例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家まで配達してもらう。</li> <li>・夜に取りに行くのでそれまで保管してもらう。</li> </ul>

<p><b>⑦</b> 配達当日の消費材、受け取り容器の汚損・破損・盗難 (配達場所から自宅玄関に入るまで)</p>	<p>給付: 被害実額 給付限度: 「汚損・破損」と「盗難」はそれぞれ単年度通算 30,000 円 班・組: 受け取り容器代 10,000 円を上限(エコロ未加入者がいた場合はその分減額) 提出書類: 組合員活動のサポート⑦申請書 P14 発生から1週間以内にセンターに提出</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配達先に取りに行ったら、置いてあるはずの消費材がなくなっていたとき。</li> <li>・玄関に入る前に消費材を落として割ったとき。</li> <li>・カラスや猫などに消費材を荒らされたとき。</li> </ul>	<p>サポート例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なくなった消費材相当分を補てんしてもらう。</li> <li>・使えない分だけ給付金で補てんしてもらう。</li> </ul>  <p>ア! 私の既達品はどこ!</p>

⑧

活動中、活動場所などでの託児

～集団託児～

(サポーターを主催者が頼む場合)

サポート料:700 円/時間+交通費(給付単位は  
15 分刻み)

給付限度:使用回数・時間の制限なし

提出書類:組合員活動のサポート⑧申請書 P15

例えば、どんな時に使えるの？

- ・生活クラブが主催するイベントの会場で  
子ども・孫を預けたい。



- ・託児対象は首が座った乳児～小学生。
- ・保護者は、託児カード(P.36)を当日「託児担当者」  
に提出する。
- ・親権者がエッコロ未加入者または組合員以外の場合、  
子ども・孫 1 人あたり 500 円を徴収する。  
(当日加入可)
- ・集団託児手引き(P35)を参照。

⑨

活動中、自宅などでの家族の見守り、送迎、  
託児

～個人依頼～

(サポーターを自分で頼む場合)

サポート料:700 円/時間(給付単位は 15 分  
刻み)

給付限度:使用回数の制限なし

限度額1回 5,000 円

提出書類:組合員活動のサポート⑨申請書 P16

ワーカーズ利用補助制度使用可 P31

例えば、どんな時に使えるの？

- ・支部のイベントに参加するが、  
幼稚園のお迎えに間に合わない  
ため、友人に代わりに迎えに  
行ってもらいたい。



- ・託児対象は首が座った乳児～小学生。
- ・高齢者や障害のある家族なども対象。
- ※サポーターはエッコロ会員以外も可  
会員外の場合は領収書を添付。申請時点では給付  
されていないのでサポート料は立て替えて領収  
書ももらってください。(領収書の記載項目は、  
一般的な領収書に則してください。)

⑩

活動中、保育園、幼稚園、学童保育、高  
齢者・障がい者施設などでの、一時預かり  
利用及び延長利用  
～施設利用～

サポート料:700 円までの実費/時間

給付限度:使用回数の制限なし

限度額:1回 5,000 円

提出書類:組合員活動のサポート⑩申請書 P17


例えば、どんな時に使えるの？

- ・支部のイベントに参加するため、延長保育を  
利用したい。
- ・支部委員会に参加するため、親を  
デイサービスに預けたい。


- ・託児対象は首が  
座った乳児～小学  
生。
- ・高齢者や障害の  
ある家族なども対  
象。




※双子の場合は、子ども 1 人に対して限度額 1 回 5,000 円とする。申請者 1 人 (1 回) ではない。


<p><b>11</b></p>	<p>活動中の不慮の事故で入院・通院した場合の治療実費と入院見舞金</p>	<p>治療実費：単年度通算 50,000 円          入院見舞金：1 事由 10,000 円          提出書類：組合員活動のサポート⑪申請書 P18</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費材の受け取り時や路上での調査活動中、自転車で転んで骨折して入院した。</li> <li>支部のちらしまきに参加した時に、階段で足をくじいて通院した。</li> </ul> 		<ul style="list-style-type: none"> <li>保障の対象は、加入者本人と同居の家族。</li> <li>補聴器・メガネ・コンタクトレンズ等の身体機能を補う医療器具修理費も治療費の範囲とする。</li> <li>治療費・修理費等の領収書を要する。</li> <li>一事由につき一申請。入院・通院含まれる。</li> <li>⇒領収書を保管しておく。</li> <li>→治療実費が確定したら、60 日以内に申請する。(事由発生後、1年間の猶予あり)</li> </ul>

<p><b>12</b></p>	<p>活動中の不慮の事故で死亡した場合</p>	<p>給付金：死亡弔慰金 15,000 円          提出書類：組合員活動のサポート⑫申請書 P19</p>
------------------	-------------------------	--


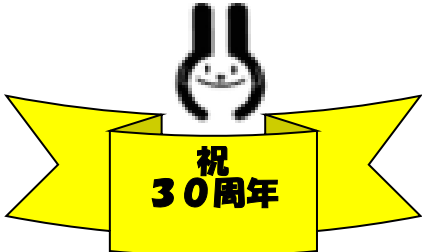
<p><b>13</b></p>	<p>活動中に対人・対物賠償責任が生じた場合</p>	<p>給付対象：治療費及び修理費等          給付限度：単年度通算 50,000 円          提出書類：組合員活動のサポート⑬申請書 P20</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部の試食会に参加した時に、公民館の備品を壊してしまった。</li> </ul> 		<ul style="list-style-type: none"> <li>事由発生後速やかに、センターか本部に連絡する。</li> <li>自動車による事故は不可。</li> <li>対物賠償申請には写真、修理費等の領収書を要する。(コピー可)</li> </ul>

<p><b>14</b></p>	<p>A 活動中の自己所有物(自転車・バイク含む)の破損・紛失・盗難・</p>	<p>給付対象：被害実費          給付限度：単年度通算 10,000 円          提出書類：組合員活動のサポート⑭申請書 P21</p>
	<p>B 活動中の自動車の自損事故(見舞金)</p>	<p>自動車自損事故は見舞金として 5,000 円給付          (回数限度なし)          提出書類：組合員活動のサポート⑭申請書 P21          警察に届け事故証明を添付</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部活動に参加した時に、靴を間違えられた。</li> <li>イベントの帰りに自転車のタイヤがパンクした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、加入者本人</li> <li>買替え、修理費等の領収書を要する。(コピー可)</li> </ul> 

<p><b>15</b> サポーター保険の免責補填 (保険を適用後、自己負担が発生した時)</p>	<p>給付:5,000 円/回(回数制限なし) 提出書類:サポーター保険の免責補填⑮申請書 P22</p>
<p>サポーター保険の免責分(賠償責任保険の5,000 円)を補填するための保障です。</p>	<p>サポーター保険適用後に、5,000 円の自己負担をしなければならぬ場合に補填します。</p>

<p><b>16</b> 活動費(班&lt;組&gt;)/地区/支部)の盗難</p>	<p>給付対象:被害実額×構成員のエッコロ加入率 提出書類:組合員活動のサポート⑯申請書 P23</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動費を家で保管中盗難にあった。</li> <li>・活動費の入ったカバンを盗られた。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコロ未加入者がいた場合はその分減額</li> <li>・展示即売会や無人販売の場での売上金盗難は対象外</li> <li>・「結」、「連」は対象外</li> </ul> <p>※警察署の盗難届受理番号が必要</p>

## お祝い

<p><b>17</b> 本人・配偶者が出産した時のお祝い</p>	<p>提出書類:お祝い⑰申請書 P24</p>
<p>赤ちゃんの誕生をみんなでお祝いし、エコロのたすけあい制度を利用して「みんなで子育てしていこう」との想いを込めてお届けします。 石けんセット(洗濯用無添加石けん、固型石けん、酸素系漂白剤、液体石けん)と木のおもちゃがコットンバックに入って届きます。 エコロ加入者本人または配偶者が申請できます。 ※内容は変更する場合があります。</p>	
<p><b>18</b> エッコロ加入 30 周年記念品</p>	<p>提出書類:エコロ加入継続 30 年目の対象組合員に配布される申請書</p>
<p>エコロ制度は2016 年度で発足 30 周年となりました。継続して支えてくださった感謝の気持ちを込めて記念品をお届けします。 エコロ加入継続 30 年目のエコロ会員に、お知らせを兼ねた記念品の申請書が届きます。明記された締め切りまでに提出してお受け取りください。 ※記念品の内容はお知らせにてご確認ください。</p>	

# Tハウス

## (1)概要

子どもから高齢者まで誰でもが集える場、気軽に話ができ情報交換や「相談※1」ができる場です(居場所)。地域に必要な仕組みを創出することも心掛け、沢山作ることで地域の暮らしを豊かにします。よりよいサポーター(P3参照)でエコロ会員であれば、誰でも起案し実行できます。今後のよりよいサポーターの養成については、本部の福祉推進部 TEL048-839-4881にお尋ね下さい。

相談※1…ここでは、暮らす(生活)上での「ちょっと教えて」「困ったな」について話を聞き、いっしょに考えます。分かる人や機関につなぎ、相談することを支えます。

## (2)申請手続きと開催方法

【設置申請手続き】開催したいよりよいサポーターは「Tハウス設置申請書(新規・継続)」を支部に提出(配達便で可)します。※年度途中の申請も可能です。

【継続申請手続き】次年度も継続する場合は、Tハウス設置申請書(新規・継続)の継続に☑を付けて2月末までに支部に提出します。また広く組合員に広める為には、支部大会議案書にTハウスが記載されることが出来るタイミングでの提出が望ましいです。

### 【開催方法】

開催前:①多くの人に集ってもらうため、広報活動を行います。Tハウスの広報(チラシ等)は、主催者が用意することが原則です(作成・印刷・紙代)。また、所属支部と確認し、支部機関紙に掲載することも可能です。SNS、Facebook、生活クラブ埼玉ホームページ等も活用してください。

②イベント保険を申請します。参加者名簿に記載のある人がイベント保険の対象となります。

開催時:会場に「Tハウス開催中」の掲示を行います。運営費用は基本「参加者の参加費(茶菓代等)」で充当します。

開催後:①開催後1ヶ月以内に広報関連資料と領収書を添付したTハウス開催報告書を支部に提出します。

②イベント保険の事後報告を行います。

③支部は支部運営委員会などで報告書を確認し、情報を共有し、ブロックエコロ福祉委員会に提出します。

④エコロ福祉委員会が報告書を審査確認します。内容を再度確認する場合があります。

## (3)補助額

活動の範囲	補助内容	条件・その他
①「Tハウス」設置時 設置時に必要と考える備品等の 費用負担	・設置時(開催開始から3ヶ月程度の間で購入)の備品 ・5,000円を上限に実費について補助をします	Tハウス設置申請書兼設置時補助申請書に、領収書を添付して申請します。
②「Tハウス」開催 1ヶ月につき3,000円程度の 補助費	・会場費・茶菓子代等・チラシ代・講師料(1,000円/月を上限+交通費) ・ <b>スタッフ交通費も請求可。但し、交通費一覧を添付(実費)</b> ・参加者から徴収する参加費と補助額を相殺した上限3,000円を補助します	・原則、定期的・継続的に、くらぶルームや公共施設などで開催します。 ・全体補助やブロック補助との併用・重複は認められません。 ・補助費の精算は報告書に基づき、集金相殺対象者の共同購入代金(エコロ制度給付額)との個人相殺で支払われます。

## (4)活動の考え方

- ・主催者はエコロ会員であるよりよいサポーターとします。人とのつながりを広げること、さらに地域の暮らしを豊かにすること(まちづくり)が目的のため、新規参加者を増やすことを目指します。
- ・参加方法は、登録や予約を必要とせず、誰もが参加でき、開催中の出入りは自由です。
- ・子ども連れでの参加の場合は、子どもも参加者として、託児が必要な際は参加者どうしで行います。そのためエコロ制度での託児ケアの利用対象外です。

# エコロたすけあいグループとエコロさん

## (1)背景と目的

個配の組合員が年々増加し、組合員同士のかかわりが希薄になってきています。組合員の平均年齢も上昇し、高齢化が進んでいます。社会的には超高齢社会に突入し、介護保険の利用が進み、介護保険でカバーできる範囲が制度改正のたびに縮小し、組合員同士のたすけあい、地域でのたすけあいのニーズが高まってきています。こうした状況の中、たすけあいの仕組みがより活用されやすくするために「エコロサポーターリスト」のグループ化をイメージした「たすけあいグループ」のしくみが提案されました。

## (2)内容

1. たすけあいグループは、エコロサポーターリストを基本としたたすけあいの活動を行う。
2. たすけあいグループは、原則支部に1つで、エコロサポーターリストのメンバーで構成する。  
メンバーの中から、コーディネーター\*を選出する。(※エコロコーディネーターと区別するために、支部のコーディネーターを担当する人を「エコロさん」と呼ぶ)
3. 活動の内容(以下のすべてもしくは一部に対応)  
「くらしのサポート①②③」「組合員活動のサポート⑤⑥⑧⑨」のコーディネーター及びそのサポート(①病気ケガ・療養時サポート、②子育て(産前産後含む)に関するサポート、③困ったときのサポート、⑤注文を代行する、⑥活動中の消費材の保管・配達、⑧活動中、活動場所などでの託児、⑨活動中、自宅などでの家族の見守り、送迎、託児)
4. 活動のエリア  
原則支部内及び近隣支部
5. 費用はエコロ制度より支出する。
  - a. 「くらしサポート①②③」「組合員活動中のサポート⑤⑥⑧⑨」のサポート料についてはエコロ制度の規定による。
  - b. 会議費・・・1 会議あたり合計 1000 円が上限(茶菓子代、印刷代等) +会場費  
※月 1 回想定  
交通費・・・会議の際の交通費実費負担  
通信費・・・実際にかかった費用を月単位で精算します。  
(専用書式がありますのでホームページからダウンロードして使ってください。)
  - c. サポート依頼が成立した時点で(キャンセル含む)エコロさんに 200 円/人・日  
(集団託児でケア者 3 人ならば、600 円、産後ケアで同じ人が 3 回行ったら 600 円)  
※ブロック内のエコロコーディネーターから支部内のサポート依頼の連絡がエコロさんにきたときにも対応する。
6. たすけあいグループ立ち上げについて
  - a. たすけあいグループ結成報告書をブロックに提出し承認を受けます。(グループ愛称は任意で可能)
  - b. たすけあいグループを結成しましたというチラシを支部と相談して支部内に配布する。
  - c. 立ち上げのための会議費等の費用負担については、専用の報告兼申請書を使用する。

### (3) 将来像

将来的に、たすけあいグループが、生活クラブ共済ハグくみケアサービスの担い手となる事について、生活クラブとNPO 法人コミュニティケアクラブ埼玉(CCS)で検討を行います。さらに、グループがワーカーズやNPO 等法人化をして、エコロ制度のワーカーズ利用補助制度に参入することも可能であると考えています。

### (4) たすけあいグループの組織状況(2018年10月現在)

現在55支部あるうち、たすけあいグループが結成されている支部は、21支部あります。たすけあいグループの連絡先等のお問い合わせは、各センターまたは本部福祉推進部までお願いします。

#### ○狭山ブロック 10支部中2支部

狭山支部  
日高支部

#### ○所沢ブロック 9支部中6支部

富士見・三芳支部(びよびよくらぶ)  
新座支部(「新座エコロ」たすけあいグループ)  
和光支部(四次元ぼけっと)  
朝霞支部(ちっちゃいもん倶楽部)  
所沢東支部(所沢東たすけあいグループ)  
ふじみ野支部(じゃんぶ)

#### ○川口ブロック 7支部中1支部

川口支部(まごのて)

#### ○越谷ブロック 5支部中1支部

三郷八潮支部(東風)

#### ○大宮ブロック 11支部中2支部

白岡支部(白岡たすけ隊)  
加須支部(おたすけさん)

#### ○熊谷ブロック 13支部中9支部

熊谷支部	比企支部	本庄支部
吹上支部	秩父支部	小川支部
羽生支部	北本支部	寄居支部

※( )内はグループ名



# ワーカーズコレクティブくらしのサポート補助制度（旧ケアシステム）

## （略称：ワーカーズ利用補助制度）

### ワーカーズ利用補助制度とは？

くらしのサポート①～③と組合員活動サポート⑨において、サポートできる人がいない場合の補助システムです。おたがい様のたすけあい（サポーターリスト）でのコーディネートが難しい場合、近隣の「たすけあいワーカーズ」に仕事として依頼できる（利用できる）仕組みです。

その場合ワーカーズ料金とエコロのサポート料700円との差額も給付金に含めます。（年間利用限度 10,500 円まで）また、制度利用時はワーカーズへの入会金や年会費等の負担なく利用できます。

### 利用の仕方は？

急病や出産時の家事援助等生活サポート①～③と⑨において「困った」とときには、

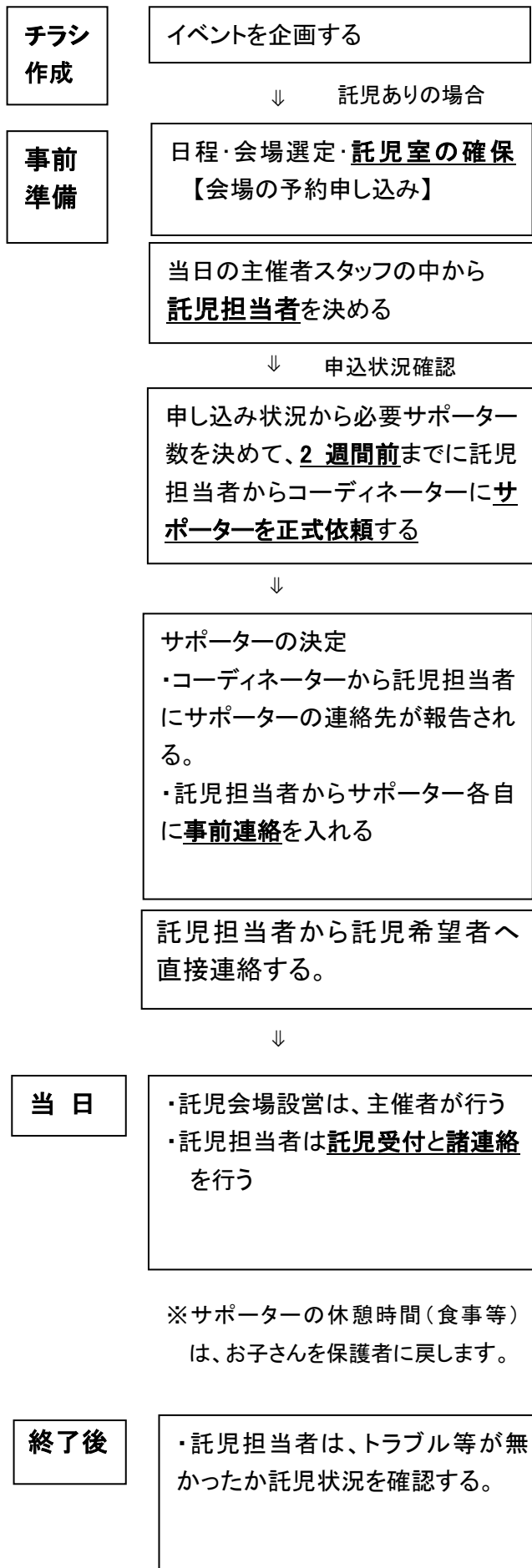
- ①支部のエッコロさんかエコロコーディネーターに連絡してください。
- ②エコロサポーター登録者にあたってみて、サポートできる人がいない、見つからない場合は、エリアで活動しているワーカーズにつながります。
- ③サポート利用後はワーカーズに依頼者が利用料を払い、所定の申請書をセンターに提出します。
- ④事由審査後に払った利用料相当がエコロ委員会から申請者に給付されます。

### 利用可能なワーカーズ(2018 年度 12 月現在)

ブロック	支部・地区	たすけあいワーカーズ名	基本料金/1時間
狭山	鶴ヶ島・坂戸・鳩山・毛呂山・川島	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ a.n TEL:080-6602-4865	1,200 円
	川越	NPO法人 ワーカーズコレクティブま・た・ね TEL:090-3137-9857	1,200 円
	入間・狭山	企業組合つどい ワーカーズコレクティブたすけあい結ま〜る TEL:042-983-8011	1,200 円
	日高・飯能	企業組合つどい ワーカーズコレクティブたすけあいえがお TEL:042-983-8011	1,500 円
所沢	所北・所南・所東・富士見・三芳・新座・和光・朝霞・志木・ふじみ野	企業組合たすけあい輪っはっは ワーカーズコレクティブはな TEL:04-2943-1210	1,100 円
川口	浦和東・浦和西・戸田・川口・川口中央・川口新郷	NPO法人 たすけあいワーカーズ この指とまれ！ TEL:048-753-9315	1,200 円
越谷	越谷いちご・越谷くわい・松伏	認定NPO法人子育て支援 ワーカーズコレクティブみるく TEL:048-940-1423	1,300 円
	草加	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ひまわり TEL:048-943-0909	1,200 円
	三郷・八潮・吉川	NPO法人 ワーカーズコレクティブ 青いそら TEL:048-957-9600	1,400 円
大宮	大宮・岩槻・蓮田	特定非営利活動法人 あいのて TEL:048-689-3515	1,500 円
	加須・久喜	特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズきらきら館 TEL:070-2796-6448	1,000 円
熊谷	桶川・北本・鴻巣	NPO法人 ワーカーズコレクティブ てとて TEL:080-3914-4146	1,200 円

※土・日・祝及び時間外(延長)等の料金は基本料金より割増しとなる場合があります。詳しくはワーカーズにお尋ね下さい。

## 集団託児の企画から終了までの流れ



- ◎ 「託児」は必要か。  
また託児は無制限か or 定員ありか決める。
- ◎ 託児室は、和室など安全で衛生的な床面が望ましい。  
\* 初めての会場は下見をする。  
\* 和室がない場合は、シートやウレタンマットなどを用意。  
\* 託児室は同一施設内が望ましい。また託児時間は 2 時間  
～2 時間 30 分が望ましい。
- ◎ 託児担当者からコーディネーターまたは、エッコロさんにサ  
ポート依頼の連絡をする。  
・企画内容、開催日時、開催場所、託児人数年齢、月齢、性  
別)、  
・サポーターの活動時間 イベント時間+前後 30 分(目安)
- ◎ サポーターと子どもの人数バランス  
・子ども 2 名にサポーター 1 名を目安として、子供の状況によ  
りサポーターの人数を調整する。(増やすことも可)  
・2 歳未満はサポーター 1 名を基本とする。  
\* 会場の広さ等により定員を設けている場合は、託児の増員は  
しない。無理せず安全のためにも断る。  
\* 〆切後に増員を決めた場合は、主催者側で増員分のサポー  
ターを確保する。
- ◎ 託児の内容、持ち物、会場案内、託児依頼時間など。急な  
欠席・遅刻等の連絡のため、相互に携帯番号を交換して  
おくと安心。  
・15 分前に会場へ来る旨説明。
- ◎ エッコロ未加入者への対応: 一人当日 500 円を徴収する。  
\* 託児人数によっては託児担当者から直接サポーターへ、  
キャンセルの連絡を入れる。当日会場に到着した後のキャン  
セルの場合は、1 時間分+交通費を組合員活動のサポート  
⑧申請書に記入する。  
\* 託児時間は基本、開催時間+前後 15 分(目安)  
\* 「託児カード(P.36)」を受け取る。  
\* 泣き止まない場合は保護者へ連絡し、対応する。  
\* 企画(活動)が延長した場合でも、サポーターの託児時間は  
延長しない。
- ◎ イベント終了後、全員そろって、速やかにお迎えに行くよう  
に促す。(終了後、時間と名前等をサポーターと確認する)  
\* エッコロ制度給付申請書[組合員活動サポート⑧]を主催者  
託児担当者で確認し、60 日以内にセンターへ提出する。

## 主催者用チェックシート (目安としてご利用ください)

### ◆ 企画開催の広報(チラシ等)に入れる項目

- 託児の有無
- 組合員外と未加入者の場合は有料(一人 500 円)
- 託児の〆切は、開催日の 2 週間前
- 15 分前に託児利用の参加者は会場に入る
- 「キャンセルの場合は連絡を入れて下さい」

### ◆ 事前準備

- 主催者内で託児担当者(P.32「集団託児の企画から終了までの流れ」参照)を決める
- 予めエッコロさんまたは、コーディネーターに託児を依頼し、チラシなど内容の分かるものを渡した
- サポーターの人数を確定しエッコロさんまたは、コーディネーターに連絡する
- <お子さんを預ける皆さんへ>の内容を確認し、託児カードの持参と当日のキャンセルの連絡先を申込者に伝える
- サポーターに、集合時間や託児サポート活動時間及び主催者の託児担当者氏名、連絡先を伝える
- 依頼者が当日キャンセルを伝えることのできる連絡先の事前のお知らせ
- 備品(玩具、クッションシート、救急セット、託児カード、名札用シール、集団託児申請書など)の事前確認を行った。
- 託児会場について託児人数に応じた広さを確保する
- 緊急時の対応についても予め考えて対応した
  - ・ 開催場所と託児場所が離れている場合について確認した
  - ・ 開催会場が広く託児依頼者と直に連絡が取れる体制が困難な場合について確認した

### ◆ 当日の対応

- 託児会場の設営(備品準備)と安全確保をした
- 託児の受け付けを行った(託児カードの準備や託児申込者とサポーターの橋渡し、エッコロ未加入者から 500 円受け取った)
- サポーターと主催者(担当者)との開始前打ち合わせと終了時の引継ぎなどを行った
  - ・ 避難経路などの確認をした
  - ・ 消火器や AED の設置位置を確認した

### ◆ 企画終了後

- 全員そろって、速やかにお迎えに行くように促した
- 時間と名前等をサポーターと確認し「組合員活動のサポート⑧申請書」を記入、提出した
- 未加入者利用料が発生した場合、事務局へ渡した。
- 当日エッコロ加入者を受け付けた場合、事務局に対応を依頼した。

## 集団託児サポーターの皆さんへ

### ◆ サポート(⑧活動中に活動場所での託児)に携わる際の留意点

#### 【依頼を受けてから当日まで】

- ・サポート依頼を受けて都合が悪くなった時は、早めに主催者またはエッコロさんまたは、エッコロコーディネーターに連絡してください。身体の具合が悪くなった時、急用が出来た時は、当日でも無理をしないで断ってください。
- ・参加者の都合で託児をキャンセルする場合があります。

#### 【子どもを預かる時】

- ・依頼者や、サポーター同士で名前が分かるよう名札(主催者が用意します)を付ける。
- ・託児カードの確認、飲み物の確認。(持参していない場合は、水道水を飲ませて良いか聞く)
- ・子どもの背中と持ち物に名前をつけておく。(食べ物は預からない)
- ・子どもに食べさせて欲しいと求められたら、依頼者(親)が託児室以外で食べさせるように説明する。(託児室内でのサポーターによる子どもの飲食は禁止)。

#### 【サポート中の注意点】

- ・託児室の安全確認とドアは閉めるなど、配慮してください。
- ・一人遊びをしている子どもでも目を離さないでください。
- ・子ども一人で、部屋の外へ行かせないでください。
- ・サポーターだけで手が回らない時は、抱え込まないで主催者へ相談ください(事故の回避)。
- ・泣き方がひどい、長く泣き止まない時、具合が悪そうな時は、依頼者(親)へ連絡し、連れて行く呼びに行くなどの対応をお願いします。(※NP 講座、ほめ\*トレの時は、基本泣き続けても預かることになっています。)
- ・サポーター休憩中(食事等)は子どもを、依頼者(親元)へ帰して下さい。尚、サポーターの休憩時間は、サポート料の対象とはなりません。ご注意ください。
- ・託児中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにして、使用は控えるようにしてください。
- ・サポーターと子どもで室外に行く時は、他のサポーターに声かけしましょう。

#### 【その他】

- ・「託児サポーター基礎講座」を受講しましょう。

#### 【※ NP 講座、ほめ\*トレの託児意義について】

プログラムにおける託児意義は、参加者が子どもから離れて、ゆっくりと落ち着いて講座に専念するために行われるもので、講座には不可欠で重要な構成要件です。講座が目指す親の成長と子どもの成長は車の両輪のようなもので、それがこの託児を経験することで育まれていきます。

集団託児の手引き④(依頼者用)

お子さんを預ける皆さんへ(お子さんを預ける前に下記を一読し、以下の点に留意ください。)

注意事項

- ・キャンセルの場合は、わかった時点で必ず主催者に連絡してください。
- ・体調のわるいお子さんは、お預りできません。

預けるとき

- ・ 託児を利用する際は、開催時間の15分前に会場に来てください。
- ・ 託児カードを記入の上、当日サポーターに提示してください。
- ・ 身に付けている物には、記名をお願いします(靴にもお忘れなく)。
- ・ 持ち物はバッグ1つにまとめ、バッグにも名前をつけてください。
- ・ 食事は食べさせて来てください。
- ・ おもちゃやおやつは持たせないでください。(やむを得ない場合は依頼者の判断でお願いします。)
- ・ トイレ、オムツ替えはお子さんを預ける前に済ませておいてください。  
ポリ袋にオムツを入れてきてください。使用済みのオムツをその中に入れて持ち帰ります。
- ・ お子さんに、預ける理由と、必ず迎えに来ることをきちんと伝えてください。
- ・ トラブル防止のため、サポーターはお預かりしたお子さんに食事をさせることはしません。

託児中

- ・ 子どもの様子を見に行くのは、極力控えましょう。
- ・ やむを得ず、託児途中でお子さんを会場(依頼者)まで連れて行く場合があります。ご了承ください。
- ・ 食事等でサポーターの休憩中はお子さんを依頼者に戻します。

終了後

- ・ イベント(活動)終了後、速やかに全員そろってお子さんを迎えに行き、頑張ったことをほめてあげましょう(ギューッと抱きしめてあげるのも良いですね)
- ・ 使用済みのオムツはお持ち帰りください。

持ち物チェック

※下記以外に必要な物は各自でご用意ください。また管理も各自でお願いします。

- 託児カード  着替え  紙おむつ(ポリ袋へ入れてください)  おしりふき
- 抱っこ紐やおんぶ紐  ポリ袋(汚れたものを入れます)  ハンドタオル
- バスタオル(お昼寝の時間にかかる場合)  飲み物 ※全ての物に記名をお願いします。



キリトリ

託児カード

年 月 日

託児依頼者氏名

お子さんとの続柄( 母 父 祖母 祖父 )

ふりがな

お子さんの氏名

男 女 年齢

才

ヶ月

普段の呼び方( )

今日の体温( °C) 平熱 ( °C)

アレルギー 有・無 ( )

お預かり前の食事 朝食 昼食 何時頃( )

排便 済んだ ・まだ

お預かり中連絡のつく携帯電話( )

その他注意することなどありましたらお書きください

( )



## くらしのサポートを行う皆さんへ

### ◆くらしのサポートに携わる際の留意点

#### 【依頼を受けてから当日まで】

- ・サポート依頼を受けて都合が悪くなった時は、早めにエッコロさん、またはエッコロコーディネーターに連絡してください。身体の具合が悪くなった時、急用が出来た時は、当日でも無理をしないで断ってください。

#### 【依頼者宅で】

- ・身支度を整えて訪問し、まずは笑顔で自己紹介(生活クラブの組合員の〇〇です)しましょう。
- ・依頼者は出産の前後だったり、病気後等、様々な事情で困っているという事情を理解し、やさしく接しましょう。個人的なことを詮索することや考え方を押しつけることは避けましょう。
- ・サポーター自身の持ち物、特に貴重品の管理は、ご自身でお願いします。
- ・家事支援でサポーター自身の使う物(例:エプロン等)は、サポーター自身が用意します。
- ・サポーターは、行った内容をもとに申請書に記入しましょう。
- ・申請書の提出は依頼者が行います。

#### 【どんな時も】

- ・依頼者のお宅で見知ったことは、ご家族や友人等、他人に話さないでください。

## くらしのサポートの事前打ち合わせについて

### ◆依頼者の希望は「サポーターにやってほしいこと」で行います

依頼者が希望する場合は顔合わせ(打ち合わせ)が出来ます(サポート時間に含みます)。

1) 顔合わせの開催責任者は「サポート依頼者」です。

- ①サポート依頼者はサポーター確定後にエッコロさんもしくはエッコロコーディネーター、サポーター(複数の場合は全員も可)に連絡し、打ち合わせの了解を取ります。
- ②サポート依頼者宅での日時を設定します。

2) 注意点

- ・顔合わせの所要時間…サポート時間に含まれます。  
(例)顔合わせ参加サポーター2人、顔合わせ時間30分の場合は  
30分×2人＝60分がサポート時間に含まれます。
- ・顔合わせを行なう際のサポーターが依頼者宅に訪問するための交通費は依頼者負担です。

## くらしのサポートを依頼する方へ

サポートを依頼をする前に、このメモに希望内容を予め記載の後、エッコロさんまたは、エッコロコーディネーターへ電話連絡して下さい。(提出の必要はありません)

コーディネーターは、この書式に沿って、希望するケア内容の確認をします。

またサポートする人との顔合わせができますが、その時間もサポート時間に含まれます。

エッコロのおたがいさまのサポートで、サポーターが行うのは、日常生活の手助けです。実際にサポーターが対応する時に、その場で「ちょっと、これもしてもらえないかしら」と頼むことがあると、内容によっては、気軽に請負うことができないこともあります。そこで、このサポート依頼内容確認メモを使って、事前に判断できるようにします。サポート依頼をコーディネーターへ連絡する前に、依頼したい内容を自己チェックしてから、具体的に依頼事項を伝えてください。基本内容を外れるものについては、お断りすることもあります。

### <サポーターにやって欲しいこと>

#### ☑してください

##### 家事一般

- 買い物代行
- 食事の準備、後片付け。
- 洗濯、布団干し・取り込み
- 掃除(日常の清掃の範囲)

##### 託児・見守り

- 家での託児(乳幼児の身体の世話は、家事支援に含みません。)
- 自宅付近での、お子さんの送り迎え
- 家での、高齢者の見守り、話し相手。(介護や看病は除く)

※車両事故の場合、保障はありません。

左記項目にない事や、  
特記事項をメモしましょう。

### <エッコロでは対応できないこと>

- ・日常生活をサポートすることが目的なので、介護行為や医療行為等、専門的な行為は行わないこととします。【対応不可事例: 点滴の抜針、じょくそう(床ずれ)の処置、点眼、服薬管理、洗顔、口腔・身体の清潔、洗髪、更衣、入浴、排せつ、食事、移動(体位変換・起居など)】
- ・高齢者に限らず、子どもであっても専門的な知識や技術を要するサポート。
- ・感染症にかかっている方には、コーディネートできません。

#### ■依頼者の方へ

- ・サポートの利用時には、なるべく生活クラブの消費材(依頼者が準備)でサポートさせてください。
- ・貴重品の管理はご自身でお願いします。
- ・家事支援で必要と思われる物(例: エプロン等)は、サポーター自身が用意します。
- ・申請書の記入内容をサポーターに確認してもらってください。





## 埼玉のエッコロ制度を支えているCCS

# NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉(CCS)について

エコロ制度では、NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉にコーディネートを委託しています。

■ 2009年に生活クラブ第35回通常総代会で、「生活クラブが創る新しい地域福祉」方針を可決しました。その中で、たすけあいワーカーズ(福祉グループ)の設立とネットワーク構築などのために、中間支援組織が必要であることが提起され、生協法人から別法人団体を設立することを決めました。つまり、生活クラブの福祉方針から生まれた組織が、NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉(CCS)です。

■ CCSは、生活クラブ運動グループを構成する6団体のひとつです。【生活クラブ生協・ワーカーズ・市民ネットワーク・NPO大人の学校・三富ライフファーム(株)】

運動グループのまちづくり方針の基本理念は下記の三つです。

1. 人間が人間らしく生きることができる社会を創造する。

2. 生活クラブ運動グループの各団体が協同して、FEC自給圏を実現する。

※FEC自給圏=F(食べ物)、E(エネルギー)、C(ケア)をできる限り自給・循環させる「持続可能な生き方」

3. 協同組合連携を進め地域協同社会を創造する。

■ 現在はエコロのコーディネート機能を、CCSに所属するたすけあいワーカーズに業務委託し、組合員の活用と活動参加を推進しています。また、「サポーターリスト」を基本とし、つなげない場合に、ワーカーズのサービスが利用できる仕組みをつくっています。(システム名:ワーカーズコレクティブ生活サポート補助制度)

### NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉(略称 CCS)

・設立:2010年5月27日

・会員数:77(正会員64名・賛助会員13名)(2018年12月現在)

・主な事業:1)地域コミュニティ事業                      5)調査研究・政策提案  
                  2)会員団体支援・サポート事業            6)福祉用具供給事業  
                  3)公的制度活用事業                              7)他団体との連携  
                  4)講座事業

・理念

(1)競争ではなく協同の価値観に基づき、貨幣基準で計りきれない新たな価値観に基づく豊かさの質を求め、市民が本当の意味の豊かさを実感できる社会を創っていくために、営利を目的とせず、社会に貢献できる活動を実践します。

(2)生活者である市民が、参加型システムによる民主主義を実践することで、生活を自治します。

所在地:埼玉県さいたま市南区别所5-1-11生活クラブ生協内

電話(FAX):048-764-9366

メール:ccs0527@ace.ocn.ne.jp

ホームページ:http://ccs0527.wix.com/ccs3

フェイスブック:https://ja-jp.facebook.com/NPO.CCS



2020年4月1日より、エコロ制度規約と細則を改定しました。

エコロ制度ガイドブック（2019年4月1日改定版）40～41ページと差替えて下さい。

エコロ委員会

## 生活クラブ エコロ制度規約

- 第1条 （目的）生活クラブエコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる内容を行うことを目的とします。
- 第2条 （サポート内容）生協は加入者から会費を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対してサポートを行うものとします。
1. 暮らしのサポート
    - (1) 病気・ケガ・療養時サポート
    - (2) 子育てに関するサポート
    - (3) 困ったときのサポート
    - (4) 「生活と自治」リーディングサービス  
但し、就業を理由としたサポートは対象外となります。
  2. 組合員活動のサポート
    - (1) 注文を代行する。
    - (2) 活動中の消費材の保管・配達
    - (3) 配達当日の消費材・受け取り容器の破損・汚損・盗難
    - (4) 活動中に集団託児で子どもを預かる
    - (5) 活動中、自宅などでの家族の見守り、送迎、託児
    - (6) 活動中、幼稚園、学童保育、保育園、高齢者・障がい者施設などでの一時預かり利用及び延長利用
    - (7) 活動中の不慮の事故で入院・通院した場合の治療実費と入院見舞金
    - (8) 活動中の不慮の事故で死亡した場合
    - (9) 活動中に対人・対物賠償責任を生じた場合
    - (10) 活動中の自己所有物の破損・盗難・紛失、自動車の自損事故
      - (11) 活動費が盗難にあった時
  3. お祝い
    - (1) 本人・配偶者が出産した時のお祝い
    - (2) エコロ加入30周年記念品贈呈
- 2（エコロ基金）会費の一部をエコロ基金に積み立て、地域福祉を進める活動に活用します。基金の管理・運営はエコロ委員会が行います。
- 3（新たな事業）その他新規事項については総代会・理事会の決定に基づくものとします。
- 第3条 （エコロ委員会の設置）エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「エコロ委員会」を設置します。エコロ委員会は理事長もしくは副理事長、常勤理事1名、福祉担当理事で構成します。
- 2（エコロ委員会の議決事項）エコロ委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。
    - (1) エコロ制度内容の検討に関する事項
    - (2) エコロ基金の運用
    - (3) エコロ事業案の策定に関する事項
    - (4) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項
- 第4条 （加入者の範囲）加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協組合員とします。
- 2（加入手続き）生協に申込み、生協の受理をもってします。
  - 3（加入会費及び払込方法）加入者は、会費月額100円を、生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。会費の払込方法は、別に定める細則によります。
- 4（加入条件の詳細）生協は、1カ月に満たない未経過期間について会費を払い戻ししません。
- 第5条 （契約年度）制度契約年度は4月1日より翌年の3月31日までとし、年度途中における解約は原則できないものとします。解約方法は別に定める細則によります。
- 2（契約の変更）加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。
    - (1) 加入者の氏名の変更
    - (2) 加入者の住所の変更
  - 3（契約の消滅）加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。
  - 4（契約の更新）制度契約期間の満了する契約について、当該制度契約の満了日までに制度契約者から契約を更新しない意思の申し出がされない場合は、同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、制度契約の更新の申込があったものとみなし、制度期間の満了翌月1日（以下「更新日」という。）に更新するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。当該制度契約者が、次のいずれかに該当するとき
    - ア. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合
    - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
    - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
    - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- 第6条 （加入効力の開始）エコロ制度の効力の開始は申込みが受理された日よりとします。
- 第7条 （事由発生時の報告）加入者またはその家族は事由が発生した時は、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。
- 第8条 （給付金の受取人）給付金の受取人は加入者本人及びサポーターとします。
- 2（給付金の支払請求）事由が発生した時は、その発生日から原則60日以内に、申請書と必要な添付資料を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。申請時は生協の組合員であることとします。
  - 3（給付金の支払）給付金は事由内容を規約及び細則にそって、生協が支払うものとします。
  - 4（給付の時効）給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れます。
  - 5（給付の調整）給付金の支払いに関し生協と受取人の間に疑義が生じた時はエコロ委員会において調整するものとします。

- 第9条（業務委託）生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。
- 第10条（細則）生協はこの規約に定めるほか、エコロ制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動することとします。
- 第11条（附則）この規約は1986年7月1日から施行するものとします。
- 2（規約および細則の改廃）この規約の改廃は生協の理事会において行うものとします。  
生協は、エコロ制度契約期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情により、この規約または細則を変更する必要がある生じた場合には、民法

- 第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に制度契約者と合意することなく、制度内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。3前項の場合、生協は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発  
生時期を生協のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。
- 4この規約は1987年7月1日、1988年8月1日、1990年7月1日、1991年7月1日、1992年4月1日、1993年4月1日、1994年4月1日、1995年4月1日、2002年4月1日、2003年1月28日、2004年4月1日、2007年4月1日、2005年4月1日、2007年4月1日、2009年10月1日、2011年10月1日、2015年8月1日、2016年4月1日、2020年4月1日に改訂した履歴があります
- 5この改規約は2020年4月1日より施行します。

## 生活クラブ エコロ制度細則

- 第1条（総則）エコロ制度規約（以下「規約」という）第10条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。
- 第2条（家族の定義）規約に規定する「家族」とは同居、別居を問わず2親等までとする。
- 第3条（不慮の事故の定義）規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。(1) 交通事故 (2) 不慮の中毒 (3) 不慮の墜落 (4) 天災 (5) 災及び火焰による不慮の事故 (6) 不慮の溺没 (7) 不慮の打撲 (8) その他エコロ委員会が特に認めたもの
- 第4条（入院の定義）規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要である時とします。
- 2（病院の定義）病院とは医師法に定める病院又は診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。
- 3（入院の継続）加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。同一病気・同一事故に起因する入院は、入退院を繰り返しても1事由とします。
- 第5条（契約年度をまたがる事由の取扱い）事由が期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。
- 第6条（組合員活動の定義）規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受及び集金・支払行動などとなります。
- 第7条（会費の払込方法）規約第4条-3の会費の払込み方法は、毎年度の共同購入品代金の支払と同一の方法で払い込むものとします。  
この会は、1カ月に満たない未経過期間について会費を払い戻ししません。
- 第8条（解約方法）脱退届けを月に1度受付け、解約できるものとします。  
2脱退を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。
- 第9条（保障内容）規約第5条-1に規定する「契約年度中に発生した各事由に対する保障内容」及び、規約第8条-2に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は別表とおりとします。
- 第10条（サポート及びサポーターの定義）「サポート」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、サポーターとはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。  
2サポーターは、加入者本人と20歳以上の家族とします。
- 第11条（家事の定義（範囲））規約に規定する「家事」とは、掃除・洗濯・食事の支度・育児など、家庭生活に欠かせない仕事とします。
- 第12条（在宅療養の定義）規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。
- 第13条（申請時における受付受理日の定義）規約に規定する給付の時効とする起算日は、申請書にある事務局受付日とします。
- 第14条（附則）この細則は1986年7月1日から施行するものとします。
- 2この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。
- 3この細則は1987年7月1日、1988年8月1日、1990年7月1日、1992年4月1日、2002年4月1日、2003年1月28日、2004年4月1日、2007年4月1日、2009年10月1日、2016年4月1日、2020年4月1日に改訂した履歴があります。
- 4この改訂細則は2020年4月1日より施行します。

# エコロ基金運営管理規定

第1条（目的）エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合の目指す地域福祉のための「福祉基金」とし、福祉活動に携わる団体・グループの活動を経済的に支援します。

第2条（運営）基金の運営はエコロ委員会が担うものとします。

第3条（委員会の検討事項）運営にあたるエコロ委員会は下記の事項を検討し、理事会に提案することとします。

- ・基金の運営及びスケジュール
- ・各年度の基金予算概要

第4条（予算の執行）エコロ委員会にて検討し、理事会に提案することとします。

第5条（事業計画および収支予算）事業計画および収支予算書類はエコロ委員会が作成し、理事会に提案することとします。

第6条（事業報告および収支決算）事業報告および収支決算書類は、エコロ委員会が作成し、理事会に提案することとします。

第7条（広報）エコロ委員会はエコロ基金によって行なわれる事業であることを、助成を受けた対象者に対し広報するように推進します。また、該当する事業年度終了の結果報告についても同様とします。

第8条（規定の改廃）この規定の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第9条（雑則）この規定に定めるほか、必要な事項については理事会での議決によります。

第10条（附則）この規定は2002年4月1日から施行します。

- 2 この規定の改廃は生協の理事会において行うものとします。
- 3 この規定は2003年1月28日、2004年4月1日、2005年4月1日、2009年10月1日、2016年4月1日に改訂した履歴があります。
- 4 この改訂規定は2019年4月1日より施行します。

## 【エコロ基金】

### 〈目的〉

エコロ制度の会費として、一人月100円の会費を払い加入しています。その会費100円のうち10円（相当）を「エコロ基金」として積み立て、福祉に関わる団体・グループへ経済的支援を行います。

エコロでは、地域に多くのたすけあいワーカーズ・グループを創設し支援することや、自分たちの子育てや介護に対する知識や技術を高めることで、安心した暮らしを築けると考えています。

ケアの社会化を目指すために、たすけあいワーカーズ・グループの起業や法人化と事業継続が可能になる支援をW. Co. 連合会、CCSと共に行う原資とします。

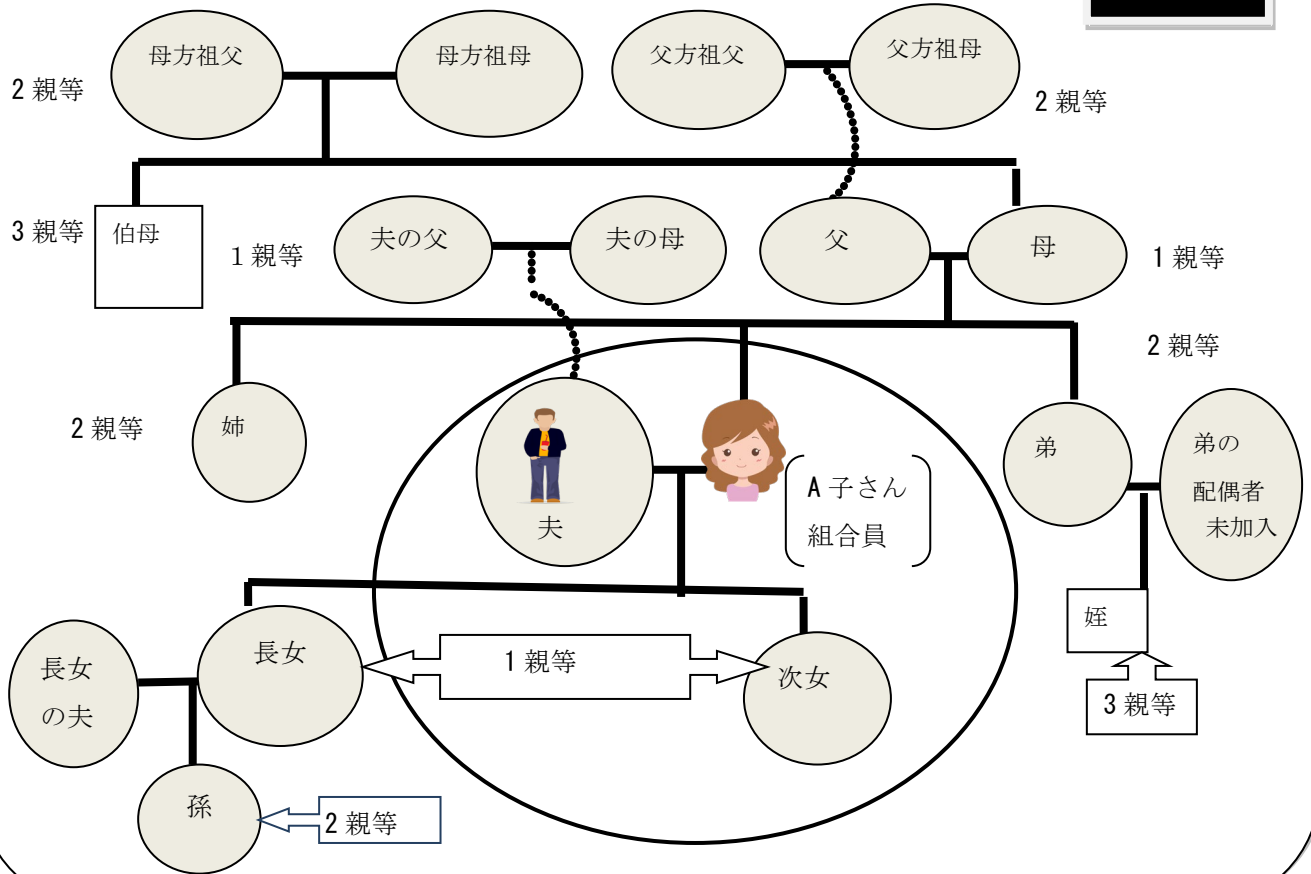
## ◆エコロ制度の発足から今日まで（歴史）

1981年	生活クラブ東京の10周年記念の際、北海道・古平町に福祉施設（障害者自立の家）を作ろうという呼掛けがあり、そのことがきっかけで組合員の日常生活上の不安や、活動上のトラブル解消を目指して検討を始めた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意団体「共済会」を目指す</li> <li>・全労済の受託業務扱いとする</li> <li>・単協ごとの認可</li> <li>・制度内容は独自と全労済部分</li> <li>・給付金は5万円限度</li> </ul>
1984年	共済プロジェクトチームにより基本構想ができる。(11月)	
1985年	「生活と自治」討議資料配布(11月)	
1986年	共済制度実施要領作成(3月)、全労済と提携して発足。(7月1日)、葬儀社紹介が始まる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全労済との提携</li> <li>就学、出生、住宅災害・死亡・重度障害見舞</li> </ul>
1990年	生活クラブ共済制度に戻す。	
1992年	住宅災害保障の解約。独自部分に見舞金を新設。葬儀ケア・節目祝金を新設。	
1993年	葬儀献花代金の給付を新設。	
1994年	健康促進新設。	
2000年	エコロ見直しプロジェクト答申。	
2002年	たすけあい地域通貨「エコロマネー」の活用。「エコロ基金」制度新設。助成開始。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコロ制度」とする</li> <li>・全労済との提携解除</li> </ul>
2003年	「集団託児」制度新設。	
2004年	エコロ見直し検討委員会答申。共同購入品の盗難・破損・汚損改定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント保険改定</li> </ul>
2005年	「エコロマネー」で森林保全。	
2007年	「エコロひろば」導入。エコロマネーを“リユースがんばれ！しょう油”と交換。「赤ちゃん誕生祝い」新設。「エコロ健康講座」を開始。	
2009年	エコロコーディネートを「仕事人（しごとびと）」に委託。「エコロマネー」の廃止。注文書記入ケア・緊急時の消費材保管や配達ケアの新設。「生活保障」に「産前産後ケア」と「本人家族の入通院時ケア」の新設。エコロの森・イベント保険は、エコロ制度外で継続。	
2010年	エコロコーディネートを「仕事人」からNPO法人コミュニティケアクラブ埼玉（CCS）に委託。エコロの範囲で「たすけあいワーカーズ」のケアを受けられる「ケアシステム」を開始。	
2011年	エコロ制度の3本柱として、組合員活動保障・共同購入保障・生活保障を整理。「子育て世代リフレッシュ」新設。	
2013年	地域でたすけあいの輪をひろげるために、「エコロ健康講座」から「エコロ暮らし方講座」に変更。	
2015年	「エコロたすけあいグループ」運用開始。	
2016年	「子育てリフレッシュ」制度を廃止し、「学校行事託児ケア」と「エコロ加入30周年記念品贈呈」を新設。	
2018年	「Tハウス」導入（よりそいサポーター誕生）	
2019年	エコロ制度大幅改訂。以下抜粋。組合員活動保障と共同購入活動保障を統合。生活保障を発展させ「くらしのサポート」新設。規約2条・8条、細則13条、基金運営管理規定改訂。「ケアシステム」名称改訂し「ワーカーズ利用補助制度」「エコロひろば」を廃止。(2019年度は新規受付け無し、2020年度より完全廃止)	

# エコロ制度細則による「家族」とは。

「規約に規定する「家族」とは同居、別居を問わず2親等までとする」エコロ制度細則第2条 (P.41) 参照。下図の○がエコロ制度細則による「家族」

**例えば…**



# エコロ制度加入申込書

生活クラブ生活協同組合 御中

エコロ制度に加入します。

フリガナ		支 部	
氏名		班コード・個配	
		組合員コード	
		<b>事務局記入欄</b>	
電話番号		担 当	
		処 理 日	/

※ 会費は毎月 100 円。共同購入代金と同時に引落しです。

# 【あなたの街の エッコロコーディネーター】



コーディネート受付時間は、9：00～17：00

受付のお休みは、土曜日・日曜日・祝日及び、夏季、年末年始

<b>狭山ブロック</b>	狭山市・川越市・坂戸市・入間市・川島町・鶴ヶ島市・鳩山町・ときがわ町 越生町・日高市・毛呂山町・飯能市
コーディネーター	NPO 法人ワーカーズコレクティブ a.n
TEL:090-2476-8317	メール:eccolo.sayamab-seikatuc1221@docomo.ne.jp
<b>所沢ブロック</b>	所沢市・富士見市・三芳町・ふじみ野市・新座市・和光市・朝霞市・志木市
コーディネーター	企業組合たすけあい輪っはっはワーカーズコレクティブはな
TEL:090-2476-8318	メール:ekkor0808tokorozawa@docomo.ne.jp
<b>川口ブロック</b>	さいたま市(浦和区、中央区、南区、緑区、桜区)・川口市・蕨市・戸田市
コーディネーター	NPO 法人たすけあいワーカーズこの指とまれ！
TEL:090-2476-8319	メール:eccolo.8319@docomo.ne.jp
<b>越谷ブロック</b>	草加市・三郷市・八潮市・越谷市・吉川市・松伏町
コーディネーター	NPO 法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく
TEL:090-7416-4960	メール:eccolo.koshigaya5454@docomo.ne.jp
<b>大宮ブロック</b>	さいたま市(大宮区、西区、北区、見沼区、岩槻区)・蓮田市・白岡市・伊奈町・春日部市・久喜市(旧菖蒲町は熊谷ブロック)・加須市・杉戸町・宮代町・幸手市・上尾市
コーディネーター	NPO 法人ワーカーズコレクティブあいのて
TEL:090-7416-4961	メール:eccolo.4961@docomo.ne.jp
<b>熊谷ブロック</b>	桶川市・北本市・熊谷市・行田市・羽生市・東松山市・吉見町・嵐山町・小川町・滑川町・鴻巣市・本庄市・上里町・深谷市・寄居町・秩父市・長瀨町・小鹿野町・横瀬町・皆野町・美里町・旧菖蒲町・旧神川町
コーディネーター	NPO 法人ワーカーズコレクティブとて
TEL:090-7416-4962	メール:eccolo.kumagaya4962@ docomo.ne.jp


## 【事務局連絡先】


※制度内容についての質問は下記事務局へ連絡してください

狭山センター（ブロック）	TEL：048-826-6340	FAX：04-2955-8777
所沢センター（ブロック）	TEL：048-826-6340	FAX：049-259-5817
川口センター（ブロック）	TEL：048-826-6340	FAX：048-286-6915
越谷センター（ブロック）	TEL：048-826-6340	FAX：048-988-3913
大宮センター（ブロック）	TEL：048-826-6340	FAX：048-686-8160
熊谷センター（ブロック）	TEL：048-826-6340	FAX：048-525-6851
埼玉本部(福祉推進部)	TEL：048-839-4881	FAX：048-839-4899




**エコロ制度** デポー利用時の運用について (補足リーフレット)

<p><b>13</b> 活動中に対人・対物賠償責任が生じた場合</p>	<p>給付対象:治療費及び修理費等 給付限度:単年度通算 50,000 円 提出書類:組合員活動のサポート⑬申請書 P20</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？ ・支部の試食会に参加した時に、公民館の備品を壊してしまっ</p> 	<p>・事由発生後速やかに、デポー又はセンターか本部に連絡する。 ・自動車による事故は不可。 ・対物賠償申請には写真、修理費等の領収書を要する。(コピー可)</p>

<p><b>14</b> A 活動中の自己所有物(自転車・バイク含む)の破損・紛失・盗難・</p>	<p>給付対象:被害実費 給付限度:単年度通算 10,000 円 提出書類:組合員活動のサポート⑭申請書 P21</p>
<p>B 活動中の自動車の自損事故(見舞金)(回数限度なし)</p>	<p>自動車自損事故は見舞金として 5,000 円給付 提出書類:組合員活動のサポート⑭申請書 P21 警察に届け事故証明を添付</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？ ・支部やデポーの活動に参加した時に、靴を間違えられた。 ・イベントやデポーの帰りに自転車のタイヤがパンクした。</p> 	<p>・対象は、加入者本人 ・買替え、修理費等の領収書を要する。(コピー可)</p>

《エコロガイドブックP12》

<p><b>15</b> サポーター保険の免責補填(保険を適用後、自己負担が発生した時)</p>	<p>給付:5,000 円/回(回数制限なし) 提出書類:サポーター保険の免責補填⑮申請書 P22</p>
<p>サポーター保険の免責分(賠償責任保険の 5,000 円)を補填するための保障です。</p>	<p>サポーター保険適用後に、5,000 円の自己負担をしなければならぬ場合に補填します。</p>
<p><b>16</b> 活動費(班/組)/地区/支部/デポー)の盗難</p>	<p>給付対象:被害実額×構成員のエコロ加入率 提出書類:組合員活動のサポート⑯申請書 P23</p>
<p>例えば、どんな時に使えるの？ ・活動費を家で保管中盗難にあった。 ・活動費の入ったカバンを盗られた。</p> 	<p>・エコロ未加入者がいた場合はその分減額 ・展示即売会や無人販売の場での売上金盗難は対象外 ・「結」、「連」は対象外 ※警察署の盗難届受理番号が必要</p>

生活クラブ(埼玉)のホームページからエコロ制度ガイドブックがダウンロード出来ます。



【エコロ制度に加入します】※会費:毎月 100 円を引落し

フリガナ	
氏名	
電話番号	
組合員コード	

エコロ制度は、「くらしのサポート」「組合員活動のサポート」「お祝い」の3つに分類されます。「くらしのサポート」は、購入形態に関わらず統一運用です。コーディネーターについては居住行政区のコーディネーターへ連絡します。「組合員活動のサポート」のなかに、班の共同購入の受け取りに関連する事項があります。デポーにおける共同購入活動についてはそれに準じて適用します。  
班・個配組合員もデポーを利用する機会があるので、「デポー組合員」用の制度という考えではなく「デポー利用時」の運用とします。(詳しくはエコロ制度ガイドブックを参照ください。)

2019.12月エコロ委員会

《エコロガイドブックP6》

**くらしのサポート** ①～③合わせて年度内に 10,500 円まで使えます。

自分でサポーターを探した場合は、エコロコーディネーターへの事前連絡が必要です。

- ◆ 暮らしのなかで、ちょっと困った時にエコロ会員同士でたすけあうしくみです。
- ◆ 病気やけが、出産や介護、子育て、高齢などが理由で、暮らしのなかで困りごとがあり支援してほしいことがあるときに依頼できます。
- ◆ エコロ会員ができる、日常生活の範囲内でのお手伝いです。介護や看護など専門的な技術・知識が必要なサポートは行いません。
- ◆ エコロ会員同士であっても家族(2親等まで、ガイドブックP44 参照)間のサポートは対象外です。
- ◆ サポート料はエコロ制度から支払われるので依頼者負担はありません。但し交通費は依頼者負担となります。
- ◆ 1回のサポートは2時間程度を目安とします(単位は1日につき15分刻みです)。
- ◆ 送迎時の車両事故の保障はありません。
- ◆ 就業を理由としたサポートは対象外です。


例えば、どんな時に使えるの？(例)

- ・買い物(デポー含む)
- ・デポーに請求はがきや書類を取りに行く。


《エコロガイドブックP9》


**組合員活動のサポート**

- ◆ 組合員活動の定義については、エコロ制度細則(ガイドブックP41)第6条を参照。
- ◆ エコロ会員同士であっても家族(2親等まで、ガイドブックP44 参照)はサポート料対象外です。
- ◆ 私事の都合については組合員活動のサポート対象外です。
- ◆ サポート料はエコロ制度から支払われるので、依頼者負担はありません。


<p><b>5</b> 注文を代行してもらう(OCR、電話、eくらぶ)</p>	<p>サポート料 200 円/回 使用回数の制限なし 提出書類:組合員活動のサポート⑤⑥申請書 P13</p>
<p>※デポー利用時は対象外です。買物に付添いが必要なときは「くらしのサポート③」を活用して下さい。 例えば、どんな時に使えるの？ ・視力が弱かったり、細かい字が見えにくいときなど。 ・外国の人で日本語を読むのが難しいとき。</p>	<p><b>サポート例</b> ・OCRに記入してもらう。 ・eくらぶで注文してもらう。 ・カタログやチラシを読んでもらったり説明してもらう。</p> 





<p>⑥ 活動中の消費材の保管・配達</p>	<p>サポート料 300 円/回          給付限度: 使用回数の制限なし(組、結での保管は対象外)          提出書類: 組合員活動のサポート⑤⑥申請書 P13</p>
<p>※デポー利用時は対象外です。荷受けではないので、イベントが無い日や別時間帯にデポーをご利用下さい。  <b>例えば、どんな時に使えるの?</b>          ・生活クラブのイベントなどに参加して荷受けができないとき。</p> 	<p><b>サポート例</b>          ・家まで配達してもらう。          ・夜に取りに行くのでそれまで保管してもらう。</p>

<p>⑦ 配達当日の消費材、受け取り容器の汚損・破損・盗難          (デポーから自宅玄関に入るまで)          ※デポーで購入した消費材が、玄関に入るまでに汚損・破損又は盗難、カラスや猫などにあらされたとき。          ※デポーでの未清算消費材の汚損・破損は生活クラブ負担です。</p>	<p>給付: 被害実額          給付限度: 「汚損・破損」と「盗難」はそれぞれ単年度通算 30,000 円          班・組: 受け取り容器代 10,000 円を上限(エッコロ未加入者がいた場合はその分減額)          提出書類: 組合員活動のサポート⑦申請書 P14          発生から1週間以内にデポーに申請</p>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b>          ・配達先に取りに行ったら、置いてあるはずの消費材がなくなっていたとき。          ・玄関に入る前に消費材を落として割ったとき。          ・カラスや猫などに消費材を荒らされたとき。</p>	<p><b>サポート例</b>          ・無くなった消費材相当分を補てんしてもらう。          ・使えない分だけ給付金で補てんしてもらう。</p> 


《エッコロガイドブック P10》

<p>⑧ 活動中、活動場所などでの託児          ~集団託児~          (サポーターを主催者が頼む場合)</p> 	<p>サポート料: 700 円/時間+交通費(給付単位は 15 分刻み)          給付限度: 使用回数・時間の制限なし          提出書類: 組合員活動のサポート⑧申請書 P15</p>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b>          ・生活クラブが主催するデポーを含めたイベントの会場で子ども・孫を預けたい。          ※デポーイベントは、学習会形式を対象とします。利用促進等の不特定多数に向けたイベントは除きます。(⑨ ⑩でのイベントも同じです)</p>	<p>・託児対象は首が座った乳児~小学生。          ・保護者は、託児カード(P.36)を当日「託児担当者」に提出する。          ・親権者がエッコロ未加入者または組合員以外の場合は、子ども・孫 1 人あたり 500 円を徴収する。(当日加入可)          ・集団託児手引き(P35)を参照。</p>

<p>⑨ 活動中、自宅などでの家族の見守り、送迎、託児          ~個人依頼~          (サポーターを自分で頼む場合)</p>	<p>サポート料: 700 円/時間(給付単位は 15 分刻み)          給付限度: 使用回数の制限なし          限度額 1 回 5,000 円          提出書類: 組合員活動のサポート⑨申請書 P16</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>ワーカーズ利用補助制度使用可 P31</p> </div>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b>          ・支部やデポーのイベントに参加するが、幼稚園のお迎えに間に合わないため、友人に代わりに迎えに行ってもらいたい。</p> 	<p>・託児対象は首が座った乳児~小学生。          ・高齢者や障害のある家族なども対象。          ※サポーターはエッコロ会員以外も可</p>

<p>⑩ 活動中、保育園、幼稚園、学童保育、高齢者・障がい者施設などでの、一時預かり利用及び延長利用          ~施設利用~          ※デポーでの買い物中の時間は除いて申請して下さい</p>	<p>サポート料: 700 円までの実費/時間          給付限度: 使用回数の制限なし          限度額: 1 回 5,000 円          提出書類: 組合員活動のサポート⑩申請書 P17</p>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b>          ・支部デポーのイベントに参加するため、延長保育を利用したい。          ・支部委員会、デポー運営委員会等に参加するため、親をデイサービスに預けたい。</p>	<p>・託児対象は首が座った乳児~小学生。          ・高齢者や障害のある家族なども対象。</p> 

《エッコロガイドブック P11》

<p>⑪ 活動中の不慮の事故で入院・通院した場合の          治療実費と入院見舞金</p>	<p>治療実費: 単年度通算 50,000 円          入院見舞金: 1 事由 10,000 円          提出書類: 組合員活動のサポート⑪申請書 P18</p>
<p><b>例えば、どんな時に使えるの?</b>          ・デポーでの購入中や行き帰りや路上での調査活動中、自転車や車で転んで骨折して入院した。          ・支部やデポーのちらしまきに参加した時に、階段で足をくじいて通院した。          ※「活動中」は「デポーでの購入中や行き帰り」含む。          (⑫ ⑬も同様です)</p> 	<p>・保障の対象は、加入者本人と同居の家族。          ・補聴器・メガネ・コンタクトレンズ等の身体機能を補う医療器具修理費も治療費の範囲とする。          ・治療費・修理費等の領収書を要する。          ・一事由につき一申請。入院・通院含まれる。          ⇒領収書を保管しておく。          →治療実費が確定したら、60 日以内に申請する。          (事由発生後、1 年間の猶予あり)</p>

<p>⑫ 活動中の不慮の事故で死亡した場合</p>	<p>給付金: 死亡弔慰金 15,000 円          提出書類: 組合員活動のサポート⑫申請書 P19</p>
---------------------------	--